

税の申告に使えます！ 社会保険料控除のご案内

平成26年中に納めた国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額は、所得税や市県民税の確定申告等で「社会保険料控除」の一部として使用できます。なお、申告の際には次の書類が必要です。事前の準備をお願いします。

●申告の際に必要な書類

対象	必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税を納めた方 介護保険料を納めた方のうちで65歳以上の方 後期高齢者医療保険料を納めた方 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金から特別徴収（天引き）されている方（本人のみ）： 年金保険者から送付される源泉徴収票 ※1月下旬までに送付 ○納入通知書で納付の方（負担者）：各個人で保管されている領収書 ○口座振替で納付の方（負担者）：市から送付される口座振替分の納付済通知書 ※1月下旬に送付

年金から特別徴収（天引き）されている以外の方で、1年間の納付額が不明の場合、市が発行する保険料（税）の証明書が確定申告等に利用できます。原則、本人または同一世帯の方（代理人の場合は委任状等が必要）が、次の窓口で申請をお願いします。

●市で発行できる証明書

証明書の種別	申請する窓口
①国民健康保険税納付証明書	収納課（歴史文化伝承館1階）☎22-2210 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎77-1113 大滝☎55-0863 荒川☎54-2111
②介護保険料納付証明書	高齢者介護課（歴史文化伝承館1階）☎25-5205 ※介護保険被保険者証を持参してください。 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-0865 荒川☎54-2116
③後期高齢者医療保険料納付証明書	保険年金課（歴史文化伝承館1階）☎25-5201 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-0863 荒川☎54-2395

※①～③の証明書は、事情により窓口での申請が難しい場合、電話申請によりご自宅への郵送も可能ですが、発送は後日となります。

平成27年1月診療分～

国民健康保険の高額療養費が変わります

平成27年1月診療分から、70歳未満の方の国民健康保険の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。今までよりも所得要件が細分化され、所得に応じて医療費の負担軽減が行われるようになります。1月診療分の高額療養費の支払いは平成27年4月の予定です。なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

【平成26年12月まで】

区分	所得要件	自己負担限度額
A	上位所得者	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% 【多数回該当】83,400円
B	一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当】44,400円
C	住民税非課税世帯	35,400円 【多数回該当】24,600円

(※) 上位所得者：「総所得金額等-33万円」が600万円を超える世帯。または、所得未申告の方がいる世帯。

(※) 多数回該当：療養のあった月を含む過去12か月間に一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降に適用される自己負担限度額

【平成27年1月から】

区分	所得要件 (総所得金額等-33万円)	自己負担限度額
ア	901万円を超える世帯または、所得未申告世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数回該当】140,100円
イ	600万円超～901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数回該当】93,000円
ウ	210万円超～600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当】44,400円
エ	210万円以下の世帯	57,600円 【多数回該当】44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円 【多数回該当】24,600円

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

70歳未満の方の認定証は平成27年1月1日より新しい区分に変更になります。1月5日から申請できますので、必要な方は保険年金課へ申請してください。申請した月の1日から有効な限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証が発行されます。

☎保険年金課☎25-5201

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田☎72-6082

大滝☎55-0863

荒川☎54-2395